

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用 に関するガイドライン

令和3年8月25日策定
文化庁著作権課
総務省情報通信作品振興課

I. ガイドラインの趣旨・目的

- 「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号。以下「改正法」という。）による改正後の著作権法（以下「法」という。）第63条第5項では、権利者が、放送同時配信等¹を業として行っているなどの要件を満たす放送事業者（有線放送事業者を含む。以下同じ。）と、放送番組（有線放送番組を含む。以下同じ。）での著作物等の利用を認める契約を行う際に、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送（有線放送を含む。以下同じ。）に加え、放送同時配信等の利用も許諾したと推定する規定を新設した。
- この規定は、放送事業者から示された、放送番組に用いられる多様かつ大量の著作物等について、放送までの限られた時間内で異なる相手先と利用条件等について詳細な交渉を行うことが極めて困難であり、放送同時配信等の権利処理に当たっての負担となっているとの課題を踏まえたものである。この規定により放送と放送同時配信等の権利処理がワンストップ化され、放送同時配信等が円滑に実施されることが期待される。
- 他方、権利者からは、この規定により不利な条件での契約を強いられるのではないかとの懸念が示されている。本規定が有効に機能するためには、放送事業者と権利者との間で安定的な運用が行われることが望まれるものであり、権利者側の懸念も十分踏まえながら、放送事業者と権利者が合意の上で一定のルールを形成する必要がある。
- 放送同時配信等の権利処理の円滑化に当たっては、視聴者・放送事業者・クリエイターを含む権利者の全てにとって利益となることが重要である。本ガイドラインは、こうした状況や規定の趣旨を踏まえ、規定の運用に当たって、権利者側の懸念を払拭しつつ、放送事業者が著作物等を安定的に利用することを可能とし、視聴者の利便性に資するよう、法第63条第5項についての解釈・運用の指針を示すことを目的とする。
- なお、本ガイドライン策定後も実際の運用状況を踏まえて必要な見直し・改訂を行うこととする。

¹ 法第2条第1項第9号の7に規定する「放送同時配信等」をいう。具体的には、放送に付随して行われる配信形態である「同時配信」（放送と同一のタイミングで配信が行われるもの）、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（放送の終了後、一定期間内に限り配信が行われるもの）に限り対象となる。

Ⅱ. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

- 著作権法上、著作物等を利用する場合には、基本的に権利者に許諾を得る必要があり、放送同時配信等での利用に当たっても、その旨を明示して許諾の交渉を行うことが原則である。
- 他方、例えば、放送までの時間が限られており、放送番組での著作物等の利用の契約に際して、やむを得ず放送同時配信等についての具体的な契約を交わすことができないような場合や、放送同時配信等の可否を明示的に確認できないような場合等が想定される。このような場合の権利処理を円滑にするため、法第63条第5項が設けられたものである。
- 権利者側が、放送同時配信等において、自身の著作物等が利用されているかを逐一把握することは困難であるため、仮に上記のような事情が無い場合には、放送事業者は、原則に立ち返って、放送同時配信等で用いることを明示して契約を締結する必要がある。
- また、本規定は利用範囲が不明確な契約を推奨する趣旨で設けられたものではないことから、上記のような事情がある場合でも、可能な限り、利用範囲を明示して許諾の交渉を行うことが望まれる。
- 加えて、契約に当たっては、放送事業者において以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 諸事情により、契約と放送同時配信等を行うまでの間に余裕ができた場合には、再度契約内容について確認を行うことが望ましいこと。
 - ・ 一度契約を締結した場合でも、利用範囲を明確にするため、必要に応じて権利者に対して確認を行って契約を締結し直すなど、柔軟に対応することが望ましいこと。
- なお、放送同時配信等に当たっては、放送とは別に正当な対価が支払われることが権利者から望まれており、放送事業者は、あらかじめ権利者と対価の支払いに関する話し合いを丁寧に行う必要がある。
- また、権利者側においても、放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点からも、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。
- なお、例えば、書面（メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録を含む。以下同じ。）により利用範囲を明らかにして契約を締結する場合や、集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる。

Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について

- 法第63条第5項の許諾の推定に関する具体的な条件や留意事項は以下のとおりとする。

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

- 法第63条第5項の適用に当たり、放送事業者側に求められる条件・留意事項は、次のとおりである。

- ① 放送同時配信等を業として行っていること又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組を供給していること。[法令上のルール]

- ② ①の事実を権利者が把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行っている放送番組の名称、時間帯や期間、配信プラットフォーム（ウェブサイトやアプリケーション）を公表していること。

放送事業者が放送同時配信等事業者を通じて放送同時配信等を行っている場合には、放送同時配信等事業者のホームページにおいてこれらの情報を掲載し、かつ、当該ホームページのリンク又はURLを、放送同時配信等の実施状況に関するものであることを明示して放送事業者のホームページ上に掲載し、公表することも可能であること。[法令上のルール]

- ③ 利用の許諾の際に放送のみを行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示していないこと。なお、単に放送を行う旨を伝えただけでは、放送のみを行う（放送同時配信等を実施しない）旨を明示したことに当たらないこと。[解釈上のルール]

- なお、番組制作会社など、①及び②の要件を満たす放送事業者から委託を受けて放送番組を制作する者が、③の要件を満たしつつ権利者と契約を行う場合も対象となると考えられる。

- 許諾交渉に当たっては、事後的なトラブルを回避する観点から、少なくとも次の点に留意する必要がある。

- ・ 権利者側が、放送同時配信等での著作物等の利用に当たり、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において明確に拒否する旨の意思表示をしていたなど、放送同時配信等を拒否する意思があると考えられる場合には、放送番組の契約時に、あらかじめ放送同時配信等での使用の可否を明確に確認すること。

- ・ 対価の支払いを伴う著作物等の利用について、放送のみを行う場合と、放送と放送同時配信等を併せて行う場合の対価の相場が異なる場合には、後者の対価を支払うこと。

- ・ 放送等を行う予定日時を提示することが可能な場合は、これを明確に権利者に提示すること。

- 同様に、事後的なトラブルを回避する観点からは、可能な限り書面で契約を行うこ

とが望ましい。特に、契約から放送までの間に時間的余裕がある場合、放送同時配信等を行おうとする放送事業者は、権利者に対して明示的に放送同時配信等での著作物等の利用の旨を伝える必要があり、その際、書面など明確に記録に残る方法で契約を締結することが望ましい。

- このほか、放送事業者側においても、権利者側の「別段の意思表示」の有無について、留意することが重要である。

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

- 法第63条第5項では、権利者が「別段の意思表示」を行った場合には当該意思表示が優先し同項は適用されないこととされている。上述のとおり、権利者が放送同時配信等を明確に拒否する意思や条件面に関する意思等を有しているときは、事後的なトラブルを回避する観点から、あらかじめ「別段の意思表示」を適切に行う必要がある。
- 「別段の意思表示」に当たり、権利者側に求められる条件・留意事項は、次のとおりである。
 - ① 「別段の意思表示」は許諾時に行うこと。[法令上のルール]
 - ② 書面で契約を行う場合、「別段の意思表示」も書面で行うこと。仮に、書面によらない契約を行う場合でも、事後的なトラブルを回避する観点から「別段の意思表示」の内容を明確に記録に残したうえで当事者で共有することが望ましいこと。[運用上のルール]
 - ③ 「別段の意思表示」は、放送同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、放送同時配信等を行うに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること。[解釈上のルール]
- 仮に権利者が放送同時配信等を許諾する権原を有していない場合には、放送事業者においてその事実を把握することが困難であるため、放送までの時間が限られていたり、放送事業者から提示された利用範囲が不明確である場合等を除き、契約時にその旨を放送事業者に伝える必要があると考えられる。
- 権利者側において「別段の意思表示」が行われた場合は、それが契約時に行われたことが明確となるよう、例えば、「別段の意思表示」も含め単一の書面で契約を取り交わすことが望ましい。
- なお、放送及び放送同時配信等の使用料について、事前に権利者側で基本となる料金を設定している場合には、これを放送事業者に対してあらかじめ周知し、又は許諾交渉に当たって示す必要があり、認識を共有することで、許諾の際に使用料に応じた利用範囲が明確となり、事後的なトラブルの回避にも有効であると考えられる。

IV. 許諾をしていないと証明し得る場合の対応について

- 「Ⅱ. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項」、「Ⅲ. 許諾の推定に係る条件等について」の内容に留意すれば、事後的なトラブルなく関係者において安心して契約を締結することが可能となると考えられるが、「推定する」という規定の性質上、権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合の対応についても考える必要がある。
- 権利者側において許諾をしていないと証明し得る場合、放送同時配信等の差止めを行うためには、放送同時配信等が終了する前に主張する必要がある。
また、放送同時配信等の終了後、当事者間の協議等の結果、許諾があったとは認められないことが確定した場合は、適切な額による金銭的な解決を基本とすることが想定される。
- このように放送同時配信等の前後により可能な対応が異なることが想定されるため、当事者において放送等を行う予定日時を明確に確認しながら契約を締結することが望ましい。

V. その他（留意事項）

- 本規定は、改正法の施行日（令和4年1月1日）以後の契約について適用されるため、施行日以前に締結された契約に基づく著作物等の利用については、本規定に基づく推定の効力は及ばない。
もともと、過去に放送（リピート放送を含む。）やオンデマンド配信の許諾を包括的に得ていた場合などに、その契約解釈として、リピート放送の放送同時配信等を許諾したと認められることも有り得ると考えられる。
- 許諾の推定規定や本ガイドラインについて、文化庁・総務省のみならず、推定の効果を楽しむ放送事業者や契約の相手方となる権利者においてもその趣旨・内容について積極的な周知に努める必要がある。
また、実際に権利者と許諾の交渉を行う主体が、放送事業者から委託を受けた番組制作会社である場合も考えられることから、放送事業者においては、委託の際に番組制作会社に対しても積極的な周知に努める必要がある。